平新報

特報

第291号

回三　月　日行発
5.15.25.日發行
編集兼發行印刷人　吉市　城二　町向　字岩出　大　所行發　社報新平　送料八円　一部定價拾円　一行五十円　廣告料
山野邊庄
福島縣磐

駒忠事件、民事訴訟 十月八日 福地裁平支部に提出さる

常磐炭礦重役會……磐城市緊急議會…平大法廷へ

西丸一翁は獨立と共に正義の大ハイをかざし百呆毛行脚の待機中

駒忠事件（筆者命名）は愈々十月八日福島地方裁判所平支部へ（訴狀は別掲の通り）提出された、原告は常磐化成の駒木根忠敬氏代理人大槻庫氏、鈴木義男氏、同細内襲作氏、被告は磐城市長三代義勝氏、草野惠正氏、炭礦大越新氏、長瀬彰義氏四人となつて居る。その印紙額六十万円、前號に報じた通り平裁判所初まつての多額の印紙代、多分裁判は合議制となるべく平には二人しか判事が居らぬから郡山より一人出張さるる事になるだろうと。又辯論も政治壓力を畏れて早々開かれると見られて居り、先決和の鈴木義男氏が原告側の辯護に當る、被告側は常磐炭礦も重役會を開いて、何人を辯護に立てるか（大越社長病氣靜養中であり）この重役會は緊急なるを想像される。一方磐城市側（草野惠正を除く）市長、議長二名の訴狀送達をうけたので議會は緊急臨時議會を開いて應訴の準備をせねばならぬ。勿論該議會は議長長瀬彰義氏は事一身上の問題であり議長席にはつけず、江尻副議長が代わらねばならぬ要は應訴はせねばならぬから、この處こそに八百丁的な議員の發言コンクールであつてはならぬ眞劍な論議が展開されるであろうし、傍聽人も農繁期だが滿員となるであろう。報導陣もそのフンエキを正直に報導してもらいたい。一方的な報導は訟者の非難をうけ新聞の信用を失なう事になるし眞實な報導をして欲しい、報導陣が○○されたとの如き惡評は一掃してほしい、嚴正な批判は筆者平新報が一手に引きうける。破邪顯正の筆はゆるめない正義が勝つか、惡惡が罷服するかは嚴正中立なる判事に信頼するが平法廷は平事件以上傍聽人が殺到するであろう。常磐炭礦の辯護はテンヤワンヤで、常磐炭礦の辯護人となりたいだろうという事は○が物いうて居る惡趣味の所有者も手を揚げざるを得まい。

此處に何が故に議決機關である長瀬議長が被告とならなければならなかつたか、これは彼が自ら求めた席である、自ら進んで執行部即ち市長の仕事を自ら買つて出たからである、こんな事全國に例があるまい自ら求めて任に當つたムクイであろう、彼の不遇な議長振りは大岡政談でないが平議員席に自ら下らざるを得ない事になつた。筆者は議長には何も私憤ではない市制制新のための公憤である。破邪顯正であるを附記して置く

かくれた磐城市政のガンである小野務平氏それに引きつづられた中田助役、吉田收入役、阿部議長の批判は西丸一翁と通謀して各部落々々に市名變更と市制制新演說會を催して破邪顯正。磐城の大進勤を展開する事を予告しておく。

（期日は故八代義定氏三七日すぎ）

訴狀

福島縣磐城市三丁目六番地の一
原告　常磐化成株式會社
右代表者代表取締役　駒木根忠敬
同市十五丁目
右代理人　辯護士　大槻庫
東京都千代田區丸の内二丁目丸の内ビルディング三九五區
右代理人　辯護士　鈴木義男
同　細内襲作
被告　福島縣磐城市
右代表者　市長　三代義勝
磐城市宇定四一八九
被告　草野惠正
東京都中央區銀座東五丁目四番地
被告　常磐炭礦株式會社
右代表者代表取締役　大越新
磐城市大字林城字辻前三
被告　長瀬彰義
損害賠償請求事件　訴訟物の價格金壹百壹萬壹千円
貼用印紙額　六十萬円

請求の趣旨

被告等は連帶して原告に對し金壹百壹萬壹千円及び本訴狀送達の翌日から完濟迄年六分の割合による金員を支拂え。訴訟費用は被告らの負擔とするとの判決並に假執行の宣言を求める。

請求の原因

一、原告は、磐城市にある日本專賣公社小名濱工場から生產される苦汁を買受けこれを原料として、石膏臭素副產鹽鹽化加里、水酸化マグネシアを製造しさらに臭素からの二次製品としてブロームメチール、二臭化エチレン、ブローム酸カリ、ブロームカリ、ブロームソーダ等を製造しかつこれを販売することを事業内容として昭和三十一年二月十五日設立されたものであつて、その原料たる苦汁については、昭和三十一年一月十八日日本專賣公社からの拂下の許諾をうけまたその工場敷地として、同月十日被告市から市内三、六〇〇坪の買收斡旋その他の協力をすること並に同年五月二十六日、右敷地として買收予定の地（代表番地し酉字浙一ノ八現字高山一ノ八及び八二の草野惠正所有に係り當時被告市所有名義であつた三、一七三坪）に隣接する被告市所有地五二九坪（內道路敷地を除く）を無償にて原告に提供すること、三ケ年間固定資產稅を免除することも市議會に諮つて善處するなどの後援の約諾を得次いで同昭六月二十八日、被告市の斡旋のもとに、原告と被告草野並に磐城市との間において、原告は被告草野から同被告所有に係る同市所有名義の前記三、一七三坪（公簿上磐城市字高山一番の八十一、一畑六畝十七步同番の八十二、一畑八反二畝十九步）を代金四七五九、五〇〇円にて買うけ、該代金支拂は原告振出の約束手形三通（振出日同年六月二十八日、支拂期日同年八月末日振出地支拂地共平市支拂場所日

（二面へ續く）

姥の湯鑛泉

常盤線湯本駅下車
電話七常磐三三〇